

お知らせ

ひとり親家庭のお母さん・お父さんの資格取得を応援します！

ひとり親家庭の母または父が、キャリアアップして、就職に結びつけるための講座の受講や、資格取得を目指し学校等で修学する場合の支援制度があります。ぜひご利用ください。
※申請に必要な書類は、相談時にお伝えします。



問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

	自立支援教育訓練給付金事業 (教育訓練の指定講座の受講を考えている人)	高等職業訓練促進給付金等事業 (1年以上の学校に通い資格習得を考えている人)
対象者	次の全ての条件を満たす人 ○市内在住のひとり親家庭の母・父で20歳未満の児童を扶養している人 ○児童扶養手当の支給を受けている、または支給を受けていないが母・父の所得が児童扶養手当所得制限限度額未満の人 ○講座を受けることが適職に就くために必要であると認められる人 ○過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない人	○養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる人 ○仕事または育児と修業の両立が困難な人 ○過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない人
対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付金に指定されている講座	看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格取得のため養成機関(専門学校等)に1年以上通学または通所するもの
支給額	対象講座の受講料の60%相当額 (上限20万円・1万2,000円以下の場合は支給なし) ※雇用保険制度教育訓練給付金の受給資格のある人は、雇用保険制度で支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。	訓練促進給付金 非課税世帯 月額10万円 課税世帯 月額7万500円 ※最終学年時は4万円加算 修了支援給付金 非課税世帯 月額5万円 課税世帯 月額2万5,000円
支給時期	講座修了後	訓練促進給付金 修業期間の全期間(上限は4年間) ※支給額は年度毎に決定します。 修了支援給付金 カリキュラム修了後 ※支給額は修了年度に決定します。
申請方法	希望する講座の受講申し込み前に事前相談が必要です。	事前相談が必要です。既に養成機関に通っている人は、早めに相談してください。 ※この事業の受給時に「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の貸し付けが利用できます。

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染予防情報



愛する人を守るため、大変だけど「おうちでマスク」

だれが感染しているか分からない?!
そんなウイルスを、愛する人にうつしたくない!
だから、こんなときは「おうちでマスク」
○感染リスクの高い場所にやむを得ず行ったとき
○自宅に高齢者や基礎疾患のある家族がいるとき
○発熱など「体調が悪いかも」と思ったとき
マスクの取り扱いにも注意が必要!
○使用したマスクの表面には触れないようにしましょう
○外した後は忘れずに手洗いをしましょう

感染予防のために家庭でできるこんなこと

- 会食は控えましょう
- おじいちゃん、おばあちゃんに会いに行くのは感染が収まってからにしましょう
- 高齢者や基礎疾患のある人は不要不急の外出を控えましょう
- 換気や加湿を欠かさないようにしましょう

問い合わせ

保健相談センター
☎985-5122

